

## 5. ロシア連邦の国家会議議員選挙制度

### 5.1. はじめに

ソ連解体半年前の1991年6月12日にロシア史上初の国民の直接選挙により選出されたエリツィン大統領は、ソ連解体後、市場経済へ向けての改革と新憲法の制定をめぐって、1990年3月に選出され憲法上解散のない旧議会（人民代議員大会とそれの互選により選出される最高会議）と鋭く対立した。この対立は、1993年10月3日の旧議会過激派の武装蜂起と、それに対するエリツィン政権による鎮圧という血の惨劇

（死者200名以上）によって終止符が打たれた。この事件（1993年十月事件）の直後、かねてより憲法協議会により審議されてきた新憲法の最終草案が提示され、1993年12月12日、新憲法採択のための国民投票が、新しい連邦議会（上院にあたる連邦会議と下院にあたる国家会議）選挙と同時に実施された。

その後、連邦議会選挙は連邦会議（上院）の直接選挙制度が廃止されたために国家会議（下院）議員選挙のみとなり、1995年12月17日（第2回）、1999年12月19日（第3回）、2003年12月7日（第4回）、2007年12月2日（第5回）、2011年12月4日（第6回）と順調に行われてきた。

国家会議議員の選挙制度は、1993年12月17日の第1回選挙から2003年12月7日の第4回選挙までは、450議席のうち、半数の225議席を、一つの選挙区から一人の議員を選出する小選挙区<sup>1</sup>制選挙によって、残りの225議席を、政党名を選ぶ比例区<sup>2</sup>選挙によって、それぞれ選出する、いわゆる小選挙区比例代表並立制であった。しかし、2007年12月2日の第5回選挙および2011年12月4日の第6回選挙では、国家会議議員選挙法<sup>3</sup>の改正により、すべての議席を比例代表制選挙により選出している。ところが、その後、再び国家会議議員選挙法が改正され、次の2016年9月18日に予定されている第7回選挙<sup>4</sup>では、再び小選挙区比例代表並立制により選挙が実施されることになっている。

ロシアの国家会議議員選挙制度は、1993年12月12日の第1回選挙についてだけは、連邦法ではなく、大統領令によって定められた国家会議議員選挙規程に基づいて行われている。それは、すでに述べたように第1回選挙が、「1993年十月事件」により議会不在の状態で行われることになったため、新憲法や新選挙法を事前に制定できなかったからである。したがって、第1回選挙で選出された国家会議の任期は、憲法の定める4年ではなく、2年とし、その任期中に、新しい選挙法を制定することになった。従って、第2回目以降の国家会議議員選挙は、すべてそのときどきの「国家会議議員選挙法」により実施されてきた。いま、「そのときどきの」と述べたのは、国家会議議員選挙法は、これまでのところ、表1のように、ほぼ国家会議議員選挙のたびごとに新たに制定されているからである。

### 5.2. 「1993年国家会議議員選挙規程<sup>5</sup>」による選挙制度

すでに述べたように、ロシア連邦の国家会議議員選挙制度は、1993年12月に小選挙区比例代表並立制による選挙制度として始まった。まず、小選挙区について、次いで比例区について、その選挙制度を概観する。

1993年国家会議議員選挙規程による小選挙区の区割りの方法は、以下のようであった。

- ①すべての選挙人の数を小選挙区選出議席数の225で割った代表基数に基づいて小選挙区をつくるが、平均より選挙人数の少ない連邦構成主体<sup>6</sup>は例外とする（第3条第2項）。
- ②一つ連邦構成主体に少なくとも一つの小選挙区をつくる（第8条第1項a）。
- ③小選挙区の選挙人数の多寡は15パーセントを超えないものとする（第8条第1項b）。
- ④飛び地になるような小選挙区をつくってはならない（第8条第1項c）。

したがって、非常に人口の少ない連邦構成主体があるために、一選挙区あたりの選挙人数（有権者数）に大きな格差が生じるようになった。たとえば、1993年12月12日の選挙に際しては、最大の選挙人数73万7800人を擁するアストラハニ州選挙区と、1万3800人という最少選挙人数のエヴェンキヤ自治管区選挙区との格差は実に53.5倍であった<sup>7</sup>。他方で、一つの連邦構成主体で最も多くの選

表1 国家会議議員選挙法および選挙制度の変遷

名称	制定日	投票日	選挙制度
1993年国家会議議員選挙規程	1993/10/1	1993/12/12	小選挙区比例代表並立制
1995年国家会議議員選挙法	1995/6/21	1995/12/17	小選挙区比例代表並立制
1999年国家会議議員選挙法	1999/6/24	1999/12/19	小選挙区比例代表並立制
2002年国家会議議員選挙法	2002/12/20	2003/12/7	小選挙区比例代表並立制
2005年国家会議議員選挙法	2005/5/18	2007/12/2 2011/12/4	比例代表制
2014年国家会議議員選挙法	2014/2/22	2016/9/18	小選挙区比例代表並立制

<sup>1</sup> 直訳は「単独議席選挙区」であるが、本稿では、以下、便宜上、「小選挙区」とする。

<sup>2</sup> 直訳は「連邦選挙区」であるが、本稿では、以下、便宜上、「比例区」とし、選挙制度を言うときは「比例代表制」とする。

<sup>3</sup> 正式には「ロシア連邦・連邦議会国家会議議員選挙についての連邦法」という。本稿では、以下、便宜上、「国家会議議員選挙法」とする。

<sup>4</sup> 2008年12月30日付「ロシア連邦大統領および国家会議の任期の変更についての連邦法」第6-ФКЗ号により、2011年12月4日選出の国家会議議員から任期が4年から1年延長されて5年となった。それに従い、次期国家会議議員選挙も2016年12月4日に実施されることになっていたが、2015年7月14日付「『ロシア連邦・連邦議会国家会議議員選挙法』第5条および第102条の修正についてのロシア連邦法」第272-ФЗ号により、2016年9月18日に投票が実施される予定の統一地方選と同日実施となった。

<sup>5</sup> 正式には、1993年10月1日付「1993年国家会議議員選挙規程」というが、本稿では、以下、便宜上、「1993年国家会議議員選挙規程」とする。この規程は、エリツィン大統領により1993年10月1日付「ロシア連邦大統領令」第1557号により承認されている。

<sup>6</sup> ロシア連邦は、連邦制を採用しており、その連邦を構成する単位は、共和国、辺区、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治管区である。これらのロシア連邦を構成する単位の総称を、「連邦構成主体」という。連邦構成主体の数は、1993年の国家会議議員選挙とロシア連邦憲法の採択のための国民投票が実施された1993年12月12日の段階では89であったが、その後、いくつかの連邦構成主体の合併により、2008年3月1日までに83に減少した。しかし、2014年3月21日付「クリミア共和国のロシア連邦への編入、ならびにクリミア共和国およびセヴァストポリ連邦的意義を有する市をロシア連邦の新しい連邦構成主体として設立することについての連邦の憲法的法律」第6-ФКЗ号の制定により、クリミア共和国およびセヴァストポリ市がロシア連邦に編入され、連邦構成主体の数は85に増加した。なお、ФКЗは、「連邦の憲法的法律」を意味するロシア語の頭文字である。連邦の憲法的法律は、ロシアの法体系において、憲法に準ずる法律を言い、上下両院の3分の2の多数決により採択される。

<sup>7</sup> *Российская газета*, 13 октября 1993г., с. 4, 7. なお、同紙は政府機関紙である。

挙区に分けられたのは、15 選挙区に分けられたモスクワ市で、次いでモスクワ州の 10 選挙区、サンクト・ペテルブルク市の 8 選挙区がこれに続いた<sup>8</sup>。こうして全国で 225 の小選挙区が編成され、225 名の議員が選出された。

小選挙区では、選挙団体のほかに、選挙人が直接に候補者を推薦することもできた。また、いずれの候補者も、立候補に際して、立候補する選挙区の実定数の選挙人の少なくとも 1 パーセントの署名を集めなければならないとされた（第 24 条第 2 項）。他方、供託金の制度はない。

投票は、ロシア語のアルファベット順に候補者名が記載された投票用紙の、投票したいと思う候補者名、または「すべての候補者に反対」という文字列の右側の四角の空欄に「+」印又は任意の印を付けて投票するという方法で行なわれる（第 36 条第 6 項）。選挙は少なくとも 25 パーセントの投票率に達しないと成立しない（第 39 条第 2 項）。最多得票者が当選したものと見なされ、最多得票者が複数の場合は、先に登録された候補者が当選者となる（第 39 条第 2 項）。

国家会議比例区選挙は、次のようにして実施される。まず政党や政治団体が、単独で、または複数が合同して、選挙団体をつくり、それぞれ議員候補者名を順番に配列した名簿を中央選挙委員会<sup>9</sup>に提出する（第 23 条第 1 項）。すなわち、いわゆる全国一区拘束名簿式比例代表制である。

なお、候補者名簿に記載される候補者数は比例区選出議員定数の 225 を 20 パーセントまで超過してよい（つまり最大 270 名まで）（第 23 条第 1 項）。ただし、この候補者名簿の提出の際には、少なくとも 10 万人の署名の添付を必要とし、しかもそのうち一つの連邦構成主体で集めた署名の数が 15 パーセントを超えてはならないとされた（第 23 条第 5 項）。

投票用紙には、選挙団体の名称が、その選挙団体に加盟している政党や政治団体名と、その選挙団体が届け出ている議員候補者名簿の上位 3 名の候補者名を付して、アルファベット順に印刷される（第 35 条第 2 項）。選挙人は、投票しようと思う選挙団体名または「すべての名簿に反対」という文字列の右側の四角の空欄に「+」印又は任意の印を付けて投票する（第 36 条第 6 項）。議席は、有効投票総数の少なくとも 5 パーセントを獲得した選挙団体に得票数に応じて配分される（第 38 条第 2 項）。議席配分は以下の方法によって行う（「1993 年国家会議議員選挙規程」付属文書第 3 号）。

まず以下の計算式により、「議席基数」を算出する。

$$[\text{得票率 5 パーセント以上の各選挙団体の得票数}] \div (\text{[得票率 5 パーセント以上の選挙団体の得票数の合計]} \div 225) = \text{議席基数}$$

なお、「[得票率 5 パーセント以上の選挙団体の得票数の合計] ÷ 225」、つまり表 2 では、46,759,932 ÷ 225 の商、すなわち 207,997.92 を当選基数という。当選基数の整数部分が、各党が 1 議席獲得するのに必要な得票数を意味する。かくして、上記の計算式は、以下の計算式と同義である。

$$[\text{得票率 5 パーセント以上の各選挙団体の得票数}] \div \text{当選基数} = \text{議席基数}$$

こうして求められた「議席基数」の、整数部分を各選挙団体の議席数とする。その結果、残余の議席がある場合、議席基数の小数点以下の数字の大きい選挙団体順に議席を追加配分する。

たとえば、1993 年 12 月 12 日国家会議議員選挙比例区において得票率が 5 パーセント以上だったのは、ロシア農業党、「ヤヴリンスキー・ボルディレフ・ルキーン」ブロック、「ロシアの選択」、ロシア民主党、ロシア連邦共産党、ロシア自由民主党、ロシアの統一と合意党、政治運動「ロシアの女性」の 8 選挙団体であった（表 2）<sup>10</sup>。まずこれら 8 選挙団体の得票数を合計すると、46,799,532 票となる。それを 225 で割った答え、すなわち 207,997.92 が当選基数である。次に、これに基づいて各党の獲得議席を求める。ロシア農業党の得票数 4,292,518 票を当選基数の 207,997.92 で割ると、20.6373（小数点第 5 位四捨五入、以下同様）であるから、まず 20 議席が与えられる。以下、同様にして、「ヤヴリンスキー・ボルディレフ・ルキーン」ブロックに 20 議席、「ロシアの選択」に 40 議席、ロシア民主党に 14 議席、ロシア連邦共産党に 32 議席、ロシア自由民主党に 59 議席、ロシアの統一と合意党に 17 議席、政治運動「ロシアの女性」に 21 議席が与えられる。未配分の 2 議席は、小数点以下の数字が大きい順に、小数点以下の数字が 0.6373 のロシア農業党と 0.4042 のロシアの統一と合意党に与えられる。かくして、比例区の最終的な議席配分は、ロシア農業党 21 議席、「ヤヴリンスキー・ボルディレフ・ルキーン」ブロック 20 議席、「ロシアの選択」40 議席、ロシア民主党 14 議席、ロシア連邦共産党 32 議席、ロシア自由民主党 59 議席、ロシアの統一と合意党 18 議席、政治運動「ロシアの女性」21 議席となり、比例区的全 225 議席の配分が決定される。

表 2 1993 年 12 月 12 日国家会議議員選挙比例区における議席配分

選挙団体名	得票数	得票率	計算式	整数部分	追加配分	議席配分
ロシア農業党	4,292,518	7.99	÷ 207,997.92 = 20.6373	20	1	21
「ヤヴリンスキー・ボルディレフ・ルキーン」ブロック	4,223,219	7.86	÷ 207,997.92 = 20.3041	20		20
「ロシアの選択」	8,339,345	15.51	÷ 207,997.92 = 40.0934	40		40
ロシア民主党	2,969,533	5.52	÷ 207,997.92 = 14.2767	14		14
ロシア連邦共産党	6,666,402	12.40	÷ 207,997.92 = 32.0503	32		32
ロシア自由民主党	12,318,562	22.92	÷ 207,997.92 = 59.2244	59		59
ロシアの統一と合意党	3,620,035	6.73	÷ 207,997.92 = 17.4042	17	1	18
政治運動「ロシアの女性」	4,369,918	8.13	÷ 207,997.92 = 21.0094	21		21
得票率 5%以上の選挙団体の得票数の合計	46,799,532					
当選基数	207,997.92					
合計議席				223	2	225

<sup>8</sup> Там же, с. 6-7.

<sup>9</sup> ロシアでは、「中央選挙管理委員会」ではなく、「中央選挙委員会」という。

<sup>10</sup> 選挙団体名、ならびに得票数および得票率の数字のみ、出典は以下の通り。計算式、整数部分、追加配分、議席配分の数字は筆者。Виолеттень Центральной избирательной комиссии Российской Федерации, 1994, No. 1, с. 67. [『ロシア連邦中央選挙委員会ヴェレティン』1994 年第 1 号、67 ページ。]

### 5.3. 「1995年国会議員選挙法<sup>11)</sup>」による選挙制度

1995年12月17日に投票が行われた国会議員選挙は、「1995年国会議員選挙法」に基づいて実施された。その選挙制度は、国会議員総数450名の半数225名を小選挙区から、また残りの半数を比例区から選出するという、いわゆる小選挙区比例代表並立制であること、小選挙区と比例区との重複立候補を認めていることなど、前回の1993年12月の国会議員選挙制度が基本的には踏襲されたが、主として、比例区選挙制度について、以下のような修正が行われた。

すなわち、比例区に候補者を立てようとする選挙団体・選挙ブロックは、あらかじめ270名以下の候補者名簿を提出しなければならないが(第37条第6項)、その際、その候補者のうちの全部または一部を地域別に分けなければならない、どの地域にも属さない候補者は12名までとすることになった(第37条第4項)。また、各選挙団体・選挙ブロックが候補者名簿の登録を受ける際に提出しなければならない署名の数が、「1993年国会議員選挙規程」の少なくとも10万人というものから、少なくとも20万人となった(第39条第2項)。また、一つの連邦構成主体からの署名がその20万の署名の7パーセントを超えてはならないことになった(第39条第2項)(「1993年国会議員選挙規程」では15パーセントであった)。また、投票用紙への記載順は選挙団体・選挙ブロックの代表者のくじ引きによって決めることになった(第57条第2項)(「1993年国会議員選挙規程」ではアルファベット順であった)。議席は、有効投票総数の少なくとも5パーセントを獲得した選挙団体・選挙ブロックに得票数に応じて振り分けられることは、1993年の選挙の際と同様であるが、この少なくとも5パーセントを得票した選挙団体・選挙ブロックが獲得した議席を自らの候補者名簿のどの候補者に与えるかは、以下に示すような、やや複雑な手続きをへて決定されることとなった(第70条各項)。

たとえば、1995年12月17日国会議員選挙比例区において得票率が5パーセント以上だったのは、ロシア連邦共産党、ロシア自由民主党、「我らが家—ロシア」、「ヤープラコ」<sup>12)</sup>の4選挙団体であった(表3)<sup>13)</sup>。まずこれら4党の得票数を合計すると、34,947,069票となる。それを225で割った答え、すなわち155,320.31が第1次当選基数である。次に、これに基づいて各党の獲得議席を求める。ロシア連邦共産党の得票数15,432,963票を第1次当選基数の155,320で割ると、99.36(小数点第3位四捨五入、以下同様)であるから、まず99議席が与えられる。以下、同様にして、ロシア自由民主党に49議席、「我らが家—ロシア」に45議席、「ヤープラコ」に30議席が与えられる。未配分の2議席は、小数点以下の数字が大きい順に、小数点以下の数字が0.82のロシア自由民主党と0.69の「ヤープラコ」に与えられる。かくして、比例区の最終的な議席配分は、ロシア連邦共産党が99議席、ロシア自由民主党が50議席、「我らが家—ロシア」が45議席、「ヤープラコ」が31議席となり、比例区の前225議席の配分が決定される。ここまでは、「1993年国会議員選挙規程」の選挙制度と同じである。

表3 1995年12月17日国会議員選挙比例区における議席配分

選挙団体名	得票数	得票率	計算式	整数部分	追加配分	議席配分
「我らが家—ロシア」	7,009,291	10.13	$\div 155,320.31 = 45.1280$	45		45
「ヤープラコ」	4,767,384	6.89	$\div 155,320.31 = 30.6939$	30	1	31
ロシア連邦共産党	15,432,963	22.30	$\div 155,320.31 = 99.3622$	99		99
ロシア自由民主党	7,737,431	11.18	$\div 155,320.31 = 49.8160$	49	1	50
得票率5%以上の選挙団体の得票数の合計	34,947,069					
第1次当選基数	155,320.31					
合計議席				223	2	225

しかし、「1995年国会議員選挙法」による選挙制度では、各選挙団体の候補者名簿は、ただ単純に候補者名が順番に並んでいるのではなく、地域別名簿になっているので、候補者名簿に記載されている候補者の誰が議席を獲得するのかは、すぐには判明しない。したがって、さらに次のような作業が、各選挙団体・選挙ブロックの名簿

表4 ロシア連邦共産党の比例区地域別議席配分の方法(計算例)

地域	得票数	計算式	整数部分	追加配分	議席配分
タタールスタン共和国	2,752,845	$\div 169,593 = 16.23$	16		16
クラスノヤルスク辺区	1,874,095	$\div 169,593 = 11.05$	11		11
アムール州	558,988	$\div 169,593 = 3.30$	3		3
ケメロヴォ州	647,605	$\div 169,593 = 3.82$	3	1	4
スヴェルドロフスク州	2,062,181	$\div 169,593 = 12.16$	12		12
ニジェゴロド州	1,635,779	$\div 169,593 = 9.65$	9	1	10
ヤロスラヴリ州	1,185,463	$\div 169,593 = 6.99$	6	1	7
モスクワ市	4,493,474	$\div 169,593 = 26.50$	26	1	27
ヤマロ・ネネツィヤ自治管区	222,533	$\div 169,593 = 1.31$	1		1
合計	15,432,963		87	4	91

<sup>11)</sup> 正式には、1995年6月21日付「ロシア連邦連邦議会国会議員選挙についての連邦法」第90-ФЗ号というが、本稿では、以下、便宜上、「1995年国会議員選挙法」とする。なお、ロシアでは、連邦法には、各年ごとに通し番号が付されており、「第90-ФЗ号」がその通し番号である。ФЗは、「連邦法」を意味するロシア語の頭文字である。

<sup>12)</sup> 政党名の「ヤープラコ」は、ロシア語で果物のリンゴ *яблоко* (ヤープラコ) を意味するが、そのわけは、この政党の母体となった、発起人3名の姓を冠した政治団体「ヤプリンスキー・ホルディレフ・ルキーン」ブロックのロシア語の頭文字を並べた文字列の発音がヤープラコに近い音だったため、そのままリンゴという意味のロシア語を政党名としたものである。今日まで存続している数少ないリベラル政党のうち、最も有力な政党であるが、最近の同党に対する国民の支持率は低く、2007年の下院選挙で議席を失ってからは、下院に議席を有していない。

<sup>13)</sup> 選挙団体名、ならびに得票数および得票率の数字のみ、出典は以下の通り。計算式、整数部分、追加配分、議席配分の数字は筆者。Вестник Центральной избирательной комиссии Российской Федерации, 1996, No. 1, c. 48-51. [『ロシア連邦中央選挙委員会通報』1996年第1号、48-51ページ。以下、ВЦИК, 1996 No. 1, c. 49-50とする。]

ごとに行なわれなければならない。

たとえば、ロシア連邦共産党の名簿には、どの地域にも属さない候補者が10名記載されているとする（これは例であって、実際には異なる。なお、この数の上限は前述のように12名）。そこでまず、この10名の候補者に議席が与えられることになるが、そのうち2名は小選挙区で当選しているとすると、結局、残りの8名に議席が与えられることになる。この段階で99議席のうち、8議席が決まり、残りの91議席は地域グループ別の候補者に与えられることになるが、これは各地域ごとの得票数に応じて与えられる。ロシア連邦共産党の比例区における地域別得票数は、たとえば表4のようなものだったとする。これは説明のために、ロシア連邦共産党が9地域でしか票を獲得できなかったものと仮定しているのであるが、もちろん、実際にはロシア連邦共産党はロシア全国のすべての地域で得票していることは言うまでもない。繰り返すが、表3は計算例であって、実際の数字と一致しているのは、合計得票数だけである。

さて、まず、第2次当選基数を計算する。これはロシア連邦共産党の比例区における合計得票数15,432,963をロシア連邦共産党が獲得した議席のうち地域別に配分すべき議席数の91で割った答え、すなわち169,593である。この第2次当選基数でロシア連邦共産党の比例区における各地域別の得票数を割った答えの整数部分が、各地域ごとのロシア連邦共産党の議席数である。この合計は87議席となり、未配分の議席が4ある。これを小数点以下の数字が大きい地域の順に、合計91議席になるまで1議席ずつ追加配分する。こうしてロシア連邦共産党の比例区における地域別の議席配分が確定することになる。

#### 5.4. 「1999年国会議員選挙法<sup>14</sup>」および「2002年国会議員選挙法<sup>15</sup>」による選挙制度

1999年12月19日に投票が行われた第3回国会議員選挙は、「1999年国会議員選挙法」に基づいて実施された。この「1999年国会議員選挙法」は、「1995年国会議員選挙法」に比べて量的に約3倍に増え、非常に長文の法律となった<sup>16</sup>。その主要な改正点は、①立候補届出書類での候補者の資産公開制度の導入、②立候補に際しての供託金制度の導入、③比例区にいわゆる「5パーセント阻止条項」適用の例外規定の追加などであった。

「1999年国会議員選挙法」では、候補者の所得額および収入源ならびに候補者の所有する資産に関する申告、候補者の家計報告などが届出書類に加えられたことになった（第45条第1項および第2項）。ここに言う所得額とは、選挙が公示された年の前年の年間所得額であり（第45条第3項）、また資産に関する申告書の形式は、同法付属文書第4号に定められている。この申告書によって申告された候補者の資産は、ロシア連邦中央選挙委員会によって検証され、虚偽の申告があった場合には候補者登録が取り消される。そして、比例区候補者名簿の上位3名のうちの一人でも登録を拒否された場合には、比例区候補者名簿の全体が登録を拒否されるという厳しい措置がとられる（第51条第11項）。

「1999年国会議員選挙法」において新たに導入された制度の一つに選挙供託金制度がある。供託金を納入した場合、署名収集は不要となるが、他方で供託金を納めないですむよう、署名収集の制度も残している。以下、条文に沿って概要を説明する。

供託金の金額は、小選挙区に立候補する候補者の場合は選挙公示日現在の最低賃金額の1,000倍、また比例区候補者名簿を提出する選挙団体・選挙ブロックの場合は2万5,000倍である（第64条第4項）。1999年の選挙の場合、選挙の公示日すなわち1999年8月9日<sup>17</sup>現在の最低賃金から算出された供託金は、それぞれ83,490ルーブル、2,087,250ルーブルであった<sup>18</sup>。ちなみに、この金額は、当時の為替レート（1ルーブル約4円）で計算すると、日本円にして、小選挙区に立候補する候補者の場合が約334,000円、比例区候補者名簿を提出する選挙団体・選挙ブロックの場合が約8,349,000円となる。

供託金の納付については、金額一時払いで投票日の85日前から55日前までに納付することになっている（第64条第5項）。しかし、供託金はもちろんすべて没収されてしまうわけではない。まず、候補者もしくは選挙団体・選挙ブロックが必要な署名を集めて登録された場合には、供託金は登録された日から10日以内に返金される（第64条第8項）。署名を集めなかった候補者あるいは選挙団体・選挙ブロックも、候補者が小選挙区で投票した選挙人の5パーセント以上を得票するか、または当選した場合、また選挙団体・選挙ブロックの比例区候補者名簿が比例区に投票した選挙人の3パーセント以上を得票するか、または議席を獲得した場合には、いったん納付した供託金が投票結果の公式発表後5日以内に返金される（第64条第9項）。したがって、署名を集めなかった候補者および選挙団体・選挙ブロックのうち、小選挙区で当選できず、得票率が投票参加者の5パーセント未満であった候補者と、比例区で議席を獲得できず、得票率3パーセント未満であった選挙団体・選挙ブロックだけが、供託金を没収されることになる。なお、没収された供託金は連邦予算に組み入れられることになっている（第64条第10項）。

すでに述べたように、国会議員選挙では、比例区において得票率が5パーセント以上の選挙団体・選挙ブロックにだけ議席を配分するという、いわゆる5パーセント阻止条項がある。この5パーセント阻止条項が多党化を防止していることは明白だが、5パーセント阻止条項があるために、死票が増えることもまた確かである。1999年12月の国会議員選挙の比例区における死票、すなわち議席を獲得できなかった選挙団体・選挙ブロックに投じられた票は、8,918,644票で、これは有効投票総数の13.64パーセントにあたる<sup>19</sup>。仮に5パーセント阻止条項がなかった場合の死票が、109万9,349票、1.68パーセントに過ぎないことから考えると、5パーセント阻止条項の功罪は認識しておく必要がある。しかし、実は、1995年12月の国会議員選挙の比例区では、もっとはるかに多くの死票が出たのである。すなわち、死票の数は3,101万8,980票で、これは有効投票総数の実に45.69パーセントにあっていた<sup>20</sup>。このような事態になったのは、43もの選挙団体・選挙ブロックが比例区選挙に参加し、四つの選挙団体・選挙ブロックしか議席を獲得できなかったからである。

<sup>14</sup> 正式には、1999年6月24日付「ロシア連邦・連邦議会国会議員選挙についての連邦法」第121-Φ3号というが、本稿では、以下、便宜上、「1999年国会議員選挙法」とする。

<sup>15</sup> 正式には、2002年12月20日付「ロシア連邦・連邦議会国会議員選挙についての連邦法」第175-Φ3号というが、本稿では、以下、便宜上、「2002年国会議員選挙法」とする。

<sup>16</sup> *Российская газета* のページ数では、「1995年国会議員選挙法」が5ページであるのに対して、「1999年国会議員選挙法」は16ページである。条文数では、「1995年国会議員選挙法」が全72条、「1999年国会議員選挙法」が全94条である。

<sup>17</sup> *Собрание законодательства*, No. 32, 9 августа 1999г., Ст. 4049.

<sup>18</sup> *ВЦИК*, 1999, No. 6, c. 188.

<sup>19</sup> *Вестник ЦИК*, 1999, No. 23, c. 97-98.

<sup>20</sup> *Вестник ЦИК*, 1996, No. 1, c. 49-50.

この1995年12月の比例区の結果は、比例選挙であっても、かなり多くの死票が出ることがあること、そして場合によっては、死票が50パーセントを超えるようなことも起こりうることを示した。またそれと同時に、極端な場合には、たった一つの選挙団体・選挙ブロックだけが得票率5パーセントを超えて比例区の225議席すべてを獲得し、他の選挙団体・選挙ブロックは一つも議席を獲得できず、それらに投じられた票がすべて死票になるというようなことも起こりうるということを示したのであった。

かくして、死票が50パーセントを超えるような状態、あるいはたった一つの選挙団体・選挙ブロックだけが5パーセントを超え、比例区的全議席を独占してしまう状態を回避するよう、「1999年国会議員選挙法」では、5パーセント阻止条項に例外規定を設けることになったのである。以下、条文に沿って概要を説明する。

まず、得票率5パーセント以上の選挙団体・選挙ブロックが二つ以上あり、それらの得票率の合計が50パーセント以上である場合には、通常通り、「1995年国会議員選挙法」で定められた方法と同様の方法で、得票率5パーセント以上の選挙団体・選挙ブロックに議席が配分される（第80条第3項）。

次に、得票率5パーセント以上の選挙団体・選挙ブロックが二つ以上あり、それらの得票率の合計が50パーセント以下である場合には、議席が配分される選挙団体・選挙ブロックの得票率合計が50パーセントに達するまで、得票率が3パーセント以上の選挙団体・選挙ブロックにも、得票順に順次議席が配分される（第80条第4項）。

そして、得票率5パーセント以上の選挙団体・選挙ブロックが一つしかなく、その得票率が50パーセント以上である場合には、得票率5パーセント未満であっても得票率第2位の選挙団体・選挙ブロックにも議席が配分される（第80条第5項）。

なお、得票率5パーセント以上の選挙団体・選挙ブロックが一つもなかった場合には、比例区選挙は不成立となる（第80条第11項(a)）。

「2002年国会議員選挙法」による国会議員選挙制度は、「1999年国会議員選挙法」による国会議員選挙制度と大きな違いはないが、次項に見る2001年7月11日付「政党法」の制定により、比例区選挙に参加できるのは、政党または複数の政党により編成される選挙ブロックだけとなり、自己推薦候補者、政党、選挙ブロックは、選挙のための資金口座を開設し、その金額の15パーセントが供託金として納入されることとなる一方、署名収集は、供託金納入の有無にかかわらず必須となった。なお、署名収集の数は、小選挙区については選挙区の選挙人総数の1パーセント、比例区については20万人という原則に変更はない。

### 5.5. 「2005年国会議員選挙法<sup>21</sup>」による選挙制度

「2005年国会議員選挙法」による国会議員選挙制度は、「1993年国会議員選挙法」から「2003年国会議員選挙法」までが小選挙区比例代表並立制を採用していたのに対して、比例代表制のみとなったことが大きな特徴である。そしてさらに、議席獲得のための得票率の下限が5パーセントから7パーセントに引き上げられたことも、重要である。

そして、比例区の地域別候補者名簿のつくりかたについて、以下のように、より厳密に規定された。

- ①政党候補者名簿の一つの地域は、一つの連邦構成主体、または複数の連邦構成主体、あるいは一つの連邦構成主体の一部である（第36条第9項）。
- ②政党候補者名簿の一つの地域の選挙人の数は65万人以上300万人以下でなければならない（第36条第10項）。
- ③一つの連邦構成主体の選挙人の数が130万人以上の場合、一つの連邦構成主体の一部で、政党候補者名簿の一つの地域をつくりることができる（第36条第11項）。
- ④ロシア連邦中央選挙委員会は、国会議員選挙を公示しなければならない最終期限の20日以上前までに、また任期満了前の選挙の場合には国会議員選挙の公示についての決定の公表の日から5日以内に、政党候補者名簿の地域割りのための地域境界線を決定する（第36条第13項）。
- ⑤候補者名簿の全連邦部分、すなわち地域別グループに含まれない部分の候補者は、10名を超えてはならない（第36条第20項）。
- ⑥政党候補者名簿の候補者総数は600名を超えてはならない（第36条第22項）。

政党別議席配分の方法について、得票率が5パーセント以上の政党に投じられた投票数の合計が投票参加者数の60パーセントを超えない場合、一つの政党の得票率が60パーセントを超え、他の政党の得票率が5パーセント以下の場合など、特殊なケースを想定した規程が加えられた。

- ①得票率5パーセント<sup>22</sup>以上の政党が二つ以上あり、かつそれらの政党に投じられた投票数の合計が投票参加者数の60パーセントを超えた場合、得票率5パーセント以上の政党に議席が与えられる [第82条第7項]。
- ②得票率5パーセント以上の政党に投じられた投票数の合計が投票参加者数の60パーセントまたはそれ以下の場合、議席を獲得した政党に投じられた投票数の合計が投票参加者数の60パーセントに達するまで得票率の高い順に得票率5パーセント以下の政党に議席が与えられる（第82条第8項）。
- ③一つの政党の得票率が60パーセントを超え、他の政党の得票率が5パーセント以下の場合、得票率5パーセント以下の政党のうち最多得票した政党にも議席が与えられる（第82条第9項）。

上記のうち、もっとも一般的な場合、すなわち得票率5パーセント以上の政党が二つ以上あり、かつそれらの政党に投じられた投票数の合計が投票参加者数の60パーセントを超えた場合の各党に対する議席配分および各党の地域別グループに対する議席配分の手続は、基本的には「1995年選挙法」の手続が踏襲されている。

### 5.6. 「2014年国会議員選挙法<sup>23</sup>」による選挙制度

2011年12月の国会議員選挙における与党「統一ロシア」の大幅な議席減、国会議員に議席を持たない中小政党の不満の増大と

<sup>21</sup> 正式には、2005年5月18日付「ロシア連邦・連邦議会国会議員選挙についての連邦法」第51-Φ3号というが、本稿では、以下、便宜上、「2005年国会議員選挙法」とする。

<sup>22</sup> 2007年12月に実施された国会議員選挙の時点のみ本条項の規定は7パーセントであったが、その後、以前同様に5パーセントに戻った。以下、同様。

<sup>23</sup> 正式には、2014年2月22日付「ロシア連邦・連邦議会国会議員選挙についてのロシア連邦法」第20-Φ3号というが、本稿では、以下、便宜上、「2014年国会議員選挙法」とする。

いう状況を背景に、2013年3月1日、プーチン大統領は、小選挙区比例代表並立制の復活を含む新しい国家会議議員選挙法案を国家会議に提出した<sup>24</sup>。

この法案は、約1年の審議を経て、2014年2月14日に国家会議により採択、同年2月19日に連邦会議により承認、同2月22日に大統領の署名により新たな国家会議議員選挙法<sup>25</sup>（以下、「2014年国家会議議員選挙法」とする）として制定された。

これまでの選挙法と異なる「2014年国家会議議員選挙法」の特色には、以下のようなものがある。

国家会議議員選挙は、450名の議員の半数を小選挙区から選出し、残りの半数を各政党の候補者名簿に基づく比例代表制により選出する（第3条）。

政党の比例選挙区の候補者名簿には、200人以上400人以下の候補者が記載されていなければならない。候補者名簿は、全連邦部分と地域部分に分けられるが、全連邦部分は必須ではない。候補者名簿の全連邦部分の候補者数は10人を超えてはならず、地域部分は35またはそれ以上の地域に分けられていなければならない。各地域は、隣接する複数の連邦構成主体、一つの連邦構成主体、一つの小選挙区または複数の隣接する小選挙区からなる連邦構成主体の一部でなければならない。候補者名簿の地域部分は、ロシア連邦全体をカバーしていなければならない。小選挙区と比例選挙区の重複立候補ができる（以上、第39条）。

小選挙区の候補者は政党推薦または自己推薦とする（第40条および第41条）。

直近の国家会議議員選挙の得票率が3パーセント未満だった政党が比例選挙区に候補者を立てようとする場合、20万人以上の選挙人の署名を提出しなければならない。その際、一つの連邦構成主体における選挙人の署名の数は7,000人を超えてはならない（以上、第43条第2項）。

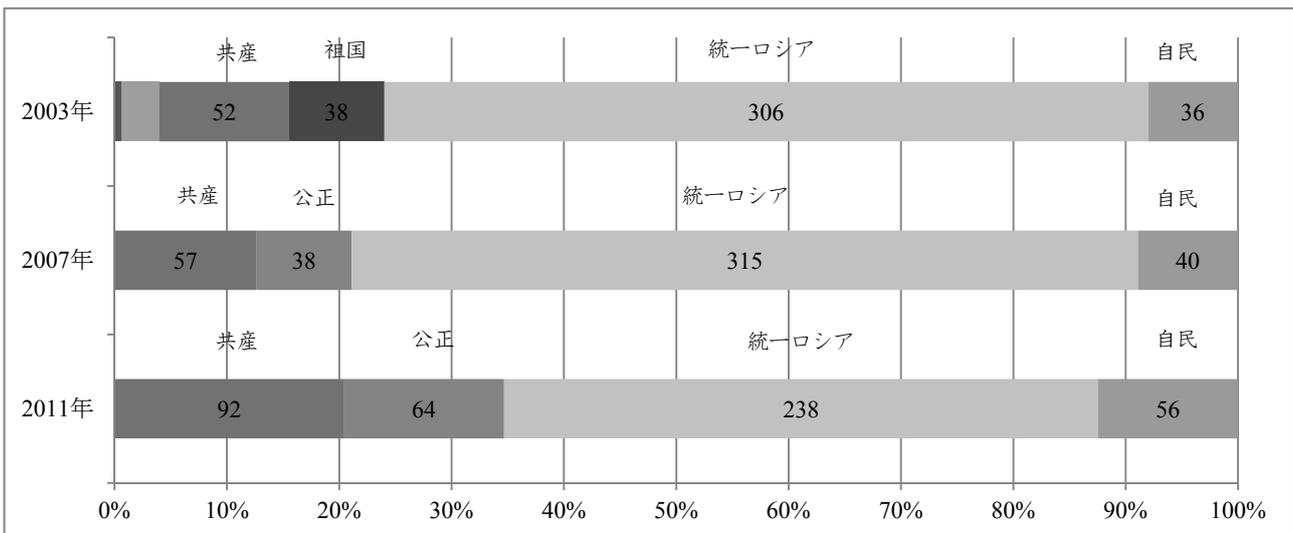
選挙運動の実施のため、連邦候補者リストを推薦している政党、その地域支部、小選挙区に推薦している候補者は、選挙基金を設置する。政党の選挙基金からの支出総額は7億ルーブルを超えてはならず、候補者の選挙基金からの支出総額は1,500万ルーブルを超えてはならない。政党の地域支部の選挙基金からの支出総額は、当該の連邦構成主体の領域で登録されている選挙人の数に応じて、1,500万ルーブルから1億ルーブルまでのあいだとする（以上、第71条第5項）。

### 5.7. おわりに

ロシア連邦の国家会議議員選挙制度は、国家会議議員選挙の時期に合わせて時期区分をすれば、1993～1995年までが小選挙区比例代表並立制の制度形成期、1999～2003年が小選挙区比例代表並立制の完成期、2007～2011年が比例代表制・中小政党排除の時期というようにまとめることができる。2016年9月に実施が予定されている国家会議議員選挙では、再び小選挙区比例代表制が復活すると共に、「政党法」改正により、小政党の立ち上げも容易になったこともあり、小政党が乱立する可能性はあるが、他方で、与党「統一ロシア」の一党優位体制のもとで、小選挙区では「統一ロシア」の圧勝が予想される。その意味では、小選挙区比例代表並立制の復活は、2007年12月の国家会議選で3分の2という憲法的多数を占めた与党「統一ロシア」が2011年12月の選挙で議席を大幅に減らして、かろうじて過半数を維持した（図1）という経験から、効率的に憲法的多数を獲得できる選挙制度に移行するということと、他方で、リベラルを中心とする中小政党に、大都市の一部の小選挙区で議席を獲得できる可能性を与えることで、2007年以降、国家会議に議席を持つことのできなくなったリベラル中小政党に対してガス抜きの意味で一定の譲歩をおこなうものと見ることができよう。

以下、最後にまとめとして、過去3回の国家会議選の結果年手の各党の議席配分（図1）、および各選挙法の小選挙区の区割り方法（表5）、比例区の地域割りの方法（表6）、立候補に際して必要な署名の数（表7）を示す。

図1 過去3回の国家会議選の結果としての各党の議席配分



注 共産はロシア連邦共産党、公正は「公正ロシア」、自民は「ロシア自由民主党」。

<sup>24</sup> 下院ホームページ <http://asozd2.duma.gov.ru/main.nsf/%28SpravkaNew%29?OpenAgent&RN=232119-6&02>

<sup>25</sup> *Собрание законодательства*, No. 8, 24 февраля 2014 г., Ст. 740. <http://base.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc;base=LAW;n=171267>

表5 小選挙区の区割り方法

<p>1993 年国家会議議員選挙規程（投票日 1993 年 12 月 12 日）</p> <p>①代表基数に基づいて小選挙区をつくるが、平均より選挙人数の少ない連邦構成主体は例外とする（第 3 条第 2 項）</p> <p>②一つ連邦構成主体に少なくとも一つの小選挙区をつくる（第 8 条第 1 項 a）。</p> <p>③小選挙区の選挙人数の格差は 15 パーセントを超えないものとする（第 8 条第 1 項 b）。</p> <p>④飛び地になるような小選挙区をつくってはならない（第 8 条第 1 項 c）。</p>
<p>1995 年国家会議議員選挙法（投票日 1995 年 12 月 17 日）</p> <p>①ロシア連邦の全選挙人数を 225 で割った代表基数に基づいて小選挙区をつくるが、代表基数より選挙人数の少ない連邦構成主体は例外とする（第 5 条第 2 段）。</p> <p>②小選挙区の選挙人数の格差は 10 パーセントを超えないものとし、僻地・遠隔地の場合でも 15 パーセントを超えないものとする（第 11 条第 1 項第 2 段）。</p> <p>③飛び地になるような小選挙区をつくってはならない（第 11 条第 1 項第 3 段）。</p> <p>④代表基数より選挙人数の少ない連邦構成主体にも一つの小選挙区がつくられる（第 11 条第 2 項）。</p>
<p>1999 年国家会議議員選挙法（投票日 1999 年 12 月 19 日）</p> <p>①ロシア連邦の全選挙人数を 225 で割った代表基数に基づいて小選挙区をつくるが、代表基数より選挙人数の少ない連邦構成主体は例外とする（第 3 条第 2 項）。</p> <p>②小選挙区の選挙人数の格差は 10 パーセントを超えないものとし、僻地・遠隔地の場合でも 15 パーセントを超えないものとする（第 12 条第 3 項 a）。</p> <p>③連邦構成主体の一部が飛び地になっている場合を除いて、飛び地になるような小選挙区をつくってはならない（第 12 条第 3 項 b）。</p> <p>④複数の連邦構成主体をまたがる小選挙区をつくってはならない（第 12 条第 3 項 c）。</p> <p>⑤各連邦構成主体には少なくとも一つの小選挙区がつくられなければならない（第 12 条第 3 項 d）。</p> <p>⑥小選挙区をつくる場合には、行政区画の境界線が考慮されなければならない（第 12 条第 4 項）。</p>
<p>2002 年国家会議議員選挙法（投票日 2003 年 12 月 7 日）</p> <p>①ロシア連邦の全選挙人数を 225 で割った代表基数に基づいて小選挙区をつくるが、代表基数より選挙人数の少ない連邦構成主体は例外とする（第 3 条第 2 項）。</p> <p>②小選挙区の選挙人数の格差は 10 パーセントを超えないものとし、僻地・遠隔地の場合でも 15 パーセントを超えないものとする（第 12 条第 3 項 1）。</p> <p>③連邦構成主体の一部が飛び地になっている場合を除いて、飛び地になるような小選挙区をつくってはならない（第 12 条第 3 項 2）。</p> <p>④複数の連邦構成主体をまたがる小選挙区をつくってはならない（第 12 条第 3 項 3）。</p> <p>⑤各連邦構成主体には少なくとも一つの小選挙区がつくられなければならない（第 12 条第 3 項 4）。</p> <p>⑥小選挙区をつくる場合には、行政区画の境界線が考慮されなければならない（第 12 条第 4 項）。</p>
<p>2014 年国家会議議員選挙法（投票日 2016 年 9 月 18 日）</p> <p>①ロシア連邦の全選挙人数を 225 で割った代表基数に基づいて選挙区をつくる（第 12 条第 2 項）。</p> <p>②各連邦構成主体の選挙人数を代表基数で割った答の整数部分を各連邦構成主体における暫定的な小選挙区数とする（第 12 条第 3 項）。</p> <p>③代表基数より選挙人数の少ない連邦構成主体も一つの小選挙区をつくる（第 12 条第 4 項）。</p> <p>④残った小選挙区は、代表基数より選挙人数が多い連邦構成主体に、少数部分の大きい順に配分する（第 12 条第 5 項）。</p> <p>⑤第 12 条第 4 項および第 5 項に定められた方法によって配分された小選挙区数が 225 よりも大きい場合、以下の規則によって配分を行う。まず、小選挙区を、第 12 条第 4 項に定められた連邦構成主体に配分する。残りの連邦構成主体の全選挙人数を残った小選挙区数で割って、第二次代表基数を求める。残りの連邦構成主体の選挙人数を第二次代表基数で割った答の整数部分を各連邦構成主体における暫定的な小選挙区数とする。残った小選挙区は、少数部分の大きい順に各連邦構成主体に配分する（以上、第 12 条第 6 項）。</p> <p>⑥選挙区の選挙人数の多寡は 10 パーセントを超えないものとし、僻地・遠隔地の場合でも 15 パーセントを超えないものとする（第 12 条第 7 項 1）。</p> <p>⑦連邦構成主体の一部が飛び地になっている場合を除いて、飛び地になるような選挙区をつくってはならない（第 12 条第 7 項 2）。</p> <p>⑧複数の連邦構成主体をまたがる選挙区をつくってはならない（第 12 条第 7 項 3）。</p> <p>⑨各連邦構成主体には少なくとも一つの小選挙区がつくられなければならない（第 12 条第 7 項 4）。</p> <p>⑩選挙区をつくる場合には、行政区画の境界線が考慮されなければならない（第 12 条第 8 項）。</p>

表6 比例区の地域割りの方法

<p>1995 年国家会議議員選挙法（投票日 1995 年 12 月 17 日）</p> <p>①候補者名簿の全連邦部分、すなわち地域別グループに含まれない部分の候補者は、12 人を超えてはならない（第 37 条第 4 段）。</p> <p>②連邦構成主体または複数の連邦構成主体ごとに地域別候補者名簿を作成する（第 37 条第 4 段）。</p> <p>③候補者名簿に記載される候補者の数は 270 人を超えてはならない（第 37 条第 6 段）。</p>
<p>1999 年国家会議議員選挙法（投票日 1999 年 12 月 19 日）</p> <p>①候補者名簿の全連邦部分、すなわち地域別グループに含まれない部分の候補者は、18 人を超えてはならない（第 39 条第 8 項）。</p> <p>②連邦構成主体または複数の連邦構成主体ごとに地域別候補者名簿を作成する（第 39 条第 8 項）。</p> <p>③候補者名簿に記載される候補者の数は 270 人を超えてはならない（第 39 条第 10 項）。</p>

2002年国会議員選挙法（投票日2003年12月7日）	
①候補者名簿の全連邦部分、すなわち地域別グループに含まれない部分の候補者は、18人を超えてはならない（第40条第8項）。	
②連邦構成主体または複数の連邦構成主体ごとに地域別候補者名簿を作成する（第40条第8項）。	
③地域別グループの数は7より少なくない（第40条第8項）。	
④候補者名簿に記載される候補者の数は270人を超えてはならない（第40条第10項）。	
2005年国会議員選挙法（投票日2007年12月2日、2011年12月4日）	
①政党候補者名簿の一つの地域は、一つの連邦構成主体、または複数の連邦構成主体、あるいは一つの連邦構成主体の一部である（第36条第9項）。	
②政党候補者名簿の一つの地域の選挙人の数は65万人以上300万人以下でなければならない（第36条第10項）。	
③一つの連邦構成主体の選挙人の数が130万人以上の場合、一つの連邦構成主体の一部で、政党候補者名簿の一つの地域をつくることのできる（第36条第11項）。	
④ロシア連邦中央選挙委員会は、国会議員選挙を公示しなければならない最終期限の20日以上前までに、また任期満了前の選挙の場合には国会議員選挙の公示についての決定の公表の日から5日以内に、政党候補者名簿の地域割りのための地域境界線を決定する（第36条第13項）。	
⑤候補者名簿の全連邦部分、すなわち地域別グループに含まれない部分の候補者は、10名を超えてはならない（第36条第20項）。	
⑥政党候補者名簿の候補者総数は600名を超えてはならない（第36条第22項）。	
2014年国会議員選挙法（投票日2016年9月18日）	
①候補者名簿に記載される候補者の数は200人以上、400人以下でなければならない（第39条第9項）	
②地域別グループの候補者数は少なくとも35人いなければならない（第39条第9項）。	
③候補者名簿の全連邦部分、すなわち地域別グループに含まれない部分の候補者は、10人を超えてはならない（第39条第9項）。	

表7 立候補に際して必要な署名の数

小選挙区	比例区
1993年国会議員選挙法（投票日1993年12月12日）	
選挙区の選挙人の少なくとも1パーセントの署名が必要（第24条第2項）。	少なくとも10万人の署名が必要、ただし、そのうち一つの連邦構成主体で集めた署名の数が15パーセントを超えないこと（以上、第23条第5項）。
1995年国会議員選挙法（投票日1995年12月17日）	
選挙区の選挙人の少なくとも1パーセントの署名が必要（第39条第1項）。	少なくとも20万人の署名が必要、ただし、そのうち一つの連邦構成主体で集めた署名の数が7パーセントを超えないこと（以上、第39条第2項）。
1999年国会議員選挙法（投票日1999年12月19日）	
供託金を納入した場合、署名は不要。それ以外の場合は、選挙区の選挙人の少なくとも1パーセントの署名が必要、ただし途中解散の場合は0.5パーセント（第42条第2項、第43条第1項）。	供託金を納入した場合、署名は不要。それ以外の場合は、少なくとも20万人の署名が必要、ただし、そのうち一つの連邦構成主体で集めた署名の数が14,000人を超えないこと（以上、第43条第2項）。
2002年国会議員選挙法（投票日2003年12月7日）	
選挙区の選挙人の少なくとも1パーセントの署名が必要、ただし選挙人が10万人以下の選挙区では少なくとも1,000人、また途中解散の場合は、それぞれ0.5パーセント、500人（第42条第2項、第43条第1項）。	少なくとも20万人の署名が必要、ただし、そのうち一つの連邦構成主体で集めた署名の数が14,000人を超えないこと（以上、第43条第2項）。
2005年国会議員選挙法（投票日2007年12月2日、2011年12月4日）	
小選挙区なし	直近の国会議員選挙で議席を獲得した政党の場合、署名および供託金は不要。それ以外の政党は、少なくとも20万人の署名が必要、ただし、そのうち一つの連邦構成主体で集めた署名の数が1万人を超えないこと（以上、第39条第3項）。
2014年国会議員選挙法（投票日2016年9月18日）	
連邦構成主体議会選挙で議席を獲得した政党の場合、署名は不要。それ以外の政党および自己推薦の場合、選挙区の選挙人の少なくとも3パーセントの署名が必要、ただし選挙人が10万人以下の選挙区では少なくとも3,000人、また途中解散の場合は、それぞれ0.5パーセント、500人（第42条第2項、第43条第1項）。	直近の国会議員選挙で議席を獲得するか、得票率が少なくとも3パーセントだった政党の場合、署名は不要。それ以外の政党は、少なくとも20万人の署名が必要、ただし、そのうち一つの連邦構成主体で集めた署名の数が7,000人を超えないこと（以上、第43条第2項）。